



VIII 災害時に備えて

自然災害など突然の出来事で予約の日に受診できないことも考えられます。そのような時に慌てないためにも、**1週間程度の薬の予備を準備しておく**ことをお勧めします。**薬をもらったら常に新しいものと交換して、薬が古くならないよう注意してください。**

またお薬手帳も、もしもの時に役立ちます。本来、薬局は処方箋がなければ薬を出すことができません。しかし、災害時には厚生労働省は持病を持つ被災者が処方箋を持たずに薬局を訪れた場合にも薬を出せるような措置をとることがあります。薬局の薬剤師が主治医と連絡をとり処方内容を確認することが原則です。混乱時には連絡が取れない場合もあり、お薬手帳などから持病の薬であることがわかれば、薬剤師に薬を出してもらうことが可能になります。災害時には普段行く医療機関や薬局が被災して閉まってしまうことも考えられます。また、ご自分が避難していつもとは違う薬局に行くことになるかもしれません。初めて行く薬局にはいままでのあなたの薬歴がありません。スムーズに薬を受け取るためにも、**お薬手帳をすぐに持ち出せるようにして、備えておきましょう。**

